

福井労働局発表
平成28年4月28日

担当 福井労働局雇用環境・均等室
室長 野添 雅恵
監理官 高柳 純子
補佐 上野 郁
電話 (0776)22-3947

4月1日から女性活躍推進法が施行されました

女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画の策定届の届出状況について（福井労働局管内）

福井労働局(局長 早木武夫)は、管内企業の女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(以下「女性活躍推進法」)に基づく行動計画の策定届の届出状況をとりましたので公表します。

福井労働局管内の一般事業主行動計画策定届企業数（4月27日現在）

301人以上の企業			300人以下の企業
①企業数(社)	②届出企業数(社)	届出率(%) ②/①	届出企業数(社)
71	71	100	13

女性活躍推進に関する取組の内容（301人以上の届出企業70社の主な取組内容）

	採用	継続就業・風土改善	長時間労働の是正	配置・育成・登用	多様なキャリアコース	合計
製造業	7	4	0	10	1	22
医療・福祉	0	8	5	3	1	17
卸売・小売業	3	1	1	6	1	12
サービス業	0	3	0	7	0	10
その他	2	2	0	6	0	10
合計	12	18	6	32	3	71

「えるぼし」で 輝く女性増えてます！！

女性の活躍推進に関する取組の実施状況等が優良な企業を厚生労働大臣が認定する制度を設けています。福井労働局管内では2社の企業が第3段階の認定を受けました。

マークの愛称：えるぼし



女性の職業生活における活躍の推進に関する法律

※ 女性活躍推進法

豊かで活力ある社会の実現を図るためには、自らの意志によって職業生活を営み、又は営もうとする女性の個性と能力が十分に発揮されることが一層重要。



日本の働く女性の現状について

- ◆雇用者全体に占める女性の割合は43.3%(2,406万人)。その半数以上は非正規雇用。
- ◆出産・育児期(30歳代)に就業率が低下する「M字カーブ」が未だに定着。約6割の女性が第1子出産を機に退職。就業を希望しながら働けていない女性は315万人に達する。
- ◆意思決定層(管理職)に占める割合(7.5%)は、国際的に見ても低い水準。
- ◆企業の約4割は男性のみを新卒採用。総合職採用の女性は約1割。
- ◆夫婦間では女性が大半の家事を行うという性別役割分担が未だに定着。
- ◆再就職の多くは非正規雇用。



女性の活躍は政府の重要課題。2020年度までに指導的地位に女性が占める割合を少なくとも30%程度とする目標を設定し取組を進める。(目標は27年度時点)

女性活躍推進法は、政府の目標を達成するためにも重要な法律。

女性活躍推進法の概要

【趣旨】

◎女性の個性と能力が十分に発揮できる社会を実現するため、国、地方公共団体、民間企業の各主体の女性の活躍推進に関する責務等を定めた法律

【対象事業主】

◎301人以上の労働者を雇用する事業主は義務。その他の事業主は努力義務。

【事業主が実施する内容】

- ◎①自社の女性の活躍状況の把握・課題分析、②行動計画の策定・届出、③情報公表などを行う。
- ◎策定・届出した行動計画の内容を実施。

【行動計画の届け出先】

◎本社機能を有する都道府県労働局雇用均等室。

【10年間の時限立法】

◎平成28年4月1日施行。平成37年度までの10年間。

①の女性の活躍状況の把握、課題分析とは？

事業主が実施する内容

- (1) 採用者に占める女性比率
- (2) 勤続年数の男女差
- (3) 労働時間の状況
- (4) 管理職に占める女性比率

の4項目は必ず把握、分析を行う。その他に任意で把握、分析する項目を設定。

②の行動計画の策定、届出、③の情報公開とは？

行動計画には、(a)計画期間、(b)数値目標、(c)取組内容、(d)取組の実施時期を明記。

情報公開は、労働者への周知、外部への公表を行う。

女性活躍に関する情報を集約するサイトを新設

各企業の女性の活躍状況に関する情報を一元的に集約できるサイトを新設。他社の状況が把握できる。求職者にアピールできる。

女性活躍推進に関する認定取得を新設

女性活躍推進法では、女性の活躍推進に関する取組の実施状況等が優良な企業を厚生労働大臣が認定する制度を設けています。認定を受けた企業は、認定マークを商品などに表示することが出来ます。認定は実績に応じて3段階あります。

第1段階

第2段階

第3段階

認定マーク「愛称：えるぼし」



女性活躍加速化助成金を新設

女性活躍推進法に基づき、自社の女性の活躍に関する「数値目標」「取組目標」を盛り込んだ行動計画を策定し、行動計画に沿った取り組みを実施して「取組目標」を達成した事業主及び「数値目標」を達成した事業主に対して助成。

※事前に労働局へ行動計画の届出が必要。（詳しくは事前にご相談下さい）

☆ 女性活躍推進法の詳細は、[厚生労働省ホームページ（女性活躍推進法特集ページ）](#)をご覧ください。お問い合わせは福井労働局雇用環境・均等室まで。

